

議案第 5 1 号

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定
について

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 5 月 2 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(ひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市職員の給与に関する条例(平成6年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第2条 ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(平成6年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後のひたちなか市職員の給与に関する条例第27条第2項(同条第3項又は第3条の規定による改正後のひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及びひたちなか市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第27条第4項から第6項まで若しくは第31条第1項から第3項まで若しくは第6項から第8項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣されるひたちなか市職員の処遇等に関する条例(平成6年条例第27号)第4条第1項又はひたちなか市職員の公益的法

人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第19号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例又はひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成6年条例第118号）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

（2）再任用職員 72.5分の10

3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後のひたちなか市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例第5条及びひたちなか市特別職の職員で常勤のものゝ給与の減額に関する条例（平成11年条例第3号）第2条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（ひたちなか市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

4 ひたちなか市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成6年条例第33号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第4条の規定にかかわらず、ひたちなか市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例第5条の規定を準用して算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（ひたちなか市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

5 ひたちなか市水道事業管理者の給与等に関する条例（平成6年条例第117号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第3条第3項及びひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例（平成11年条例第3号）第4条の規定にかかわらず、ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）付則第3項の規定を準用して算出された額とする。

（ひたちなか市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

6 ひたちなか市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成6年条例第125号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条第4項及びひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例（平成11年条例第3号）第3条の規定にかかわらず、ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）付則第3項の規定を準用して算出された額とする。

（規則への委任）

7 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。